介護老人保健施設　予防短期入所療養介護
重要事項説明書
利用契約書

医療法人　聖山会
老人保健施設　辛夷園
長野県伊那市荒井３８３１

辛夷園　介護予防短期入所療養介護重要事項説明書

（令和 8 年 6 月 1 日現在）

1.辛夷園の概要

①事業所の名称、所在地等

事業所名	介護老人保健施設　辛夷園
所在地	伊那市荒井 3831
介護保険 事業所番号	2050980016

②事業所の職員体制

医師	1 名	ケアワーカー	3 名
看護師	6 名以上	管理栄養士	1 名
介護福祉士	19 名以上	調理員	5 名
作業療法士	5 名	その他	5 名
支援相談員	2 名		
事務員	2 名	計	52 名以上

2.サービス内容

①食事　②入浴　③看護・介護　④機能訓練　⑤日常生活動作訓練　⑥生活相談　⑦レクリエーション等

3.利用料金

①介護保険の給付サービスを利用する場合は、原則として各利用者の負担割合に応じた額です。

ただし、介護保険の給付を超えたサービスの利用は、全額自己負担となります。

基本料金（1 日あたり）	1 割負担額	2 割負担額	3 割負担額
要支援 1	672 円	1,344 円	2,016 円
要支援 2	834 円	1,668 円	2,502 円
夜勤職員配置加算	24 円	48 円	72 円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22 円	44 円	66 円
在宅復帰・在宅療養 支援機能加算(Ⅱ)	51 円	102 円	153 円
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)(月 1 回)	10 円	20 円	30 円
送迎加算（片道）	184 円	368 円	552 円
総合医学管理加算(10 日限度)	275 円	550 円	825 円
個別リハビリテーション実施加算	240 円	480 円	720 円
療養食加算（１食）	8 円	16 円	24 円
処遇改善加算Ⅰロ	所定単位数×9.7％	所定単位数×9.7％	所定単位数×9.7％

自己負担額

＊食費　　朝食 520 円　　昼食 740 円　　夕食 740 円

＊居住費　　1 日 550 円

＊2 人部屋利用料　　1 日 510 円

＊電気料　　1 日 50 円（テレビ、電気あんか、電気毛布を個人的に使用する場合）
（エアーマット除く）

＊理・美容代　　1 回 2,000 円か 2,200 円

＊クリーニング　　自費（業者による）

＊個人的な嗜好により購入する物は自己負担となります。

②支払方法

＊利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数をもとに計算します。

＊原則として毎月 15 日頃までに請求書をお送りしますので、手続きをしていただき、毎月 20 日に銀行引き落としとさせていただきます。引き落とし後、領収書を発行いたします。領収書は再発行いたしませんので、大切に保管してください。

4.当事業所のサービスの特徴

明るくて家庭的な雰囲気の中で、要介護高齢者自身が自ら変わっていく「場」としての環境作りを行っています。

5.緊急時の対応方法

ご利用中に容体の変化等あった場合は、医師に連絡するなど必要な処置を講じるほか、ご家族へ速やかに連絡いたします。

併設病院：伊那神経科病院　　℡0265-78-4047

協力病院：組合立　伊那中央病院　℡0265-72-3121

協力歯科医院：ユー歯科診療所　　℡0265-81-7560

6.サービス内容に関する相談・苦情

当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話　0265-76-8110

（受付時間：月曜日～土曜日　8：40　～　17：40）

担当　　事務課長　　西村　裕之

介護課長　　宮崎　加奈子

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口、長野県国民保険団体連合会（026-238-1580）等に苦情を伝えることもできます。

7.当法人の概要

名称・法人種別	医療法人　聖山会（せいざんかい）
代表者役職・氏名	理事長　高橋　丈夫
所在地	長野県伊那市荒井 3831
電話番号	0265-78-4047
事業所	伊那神経科病院
	介護老人保健施設　辛夷園（こぶしえん）
	グループホーム　合歓の家（ねむのいえ）
	居宅介護支援　　ベストプランこぶし

令和　　年　　月　　日

予防短期入所療養介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて、重要事項を説明しました。

事業所住所　　長野県伊那市荒井 3831

事業者名　　介護老人保健施設　辛夷園

説明者氏名

私は、契約書及び本書面により、事業者から施設入所についての重要事項の説明を受けました。

利用者　　住所

氏名

（代理人）　住所

氏名

（別紙 1）短期入所（介護予防を含む）

介護保険施設短期入所療養介護（介護予防を含む）について

（令和 8 年 6 月 1 日現在）

1.介護保険証の確認

ご利用のお申し込みにあたり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2.短期入所療養介護の概要（介護予防を含む）

短期入所療養介護は、要支援者及び要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき看護、医学的管理の下に介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行い、利用者の療養介護の質の向上及び利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護計画が作成されますが、その際、利用者・保護者（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくことになります。

3.利用料金

(1)基本料金（介護予防サービス）

①施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。）

基本料金（1 日あたり）	1 割負担額	2 割負担額	3 割負担額
要支援 1	672 円	1,344 円	2,016 円
要支援 2	834 円	1,668 円	2,502 円
夜勤職員配置加算	24 円	48 円	72 円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22 円	44 円	66 円
在宅復帰・在宅療養 支援機能加算(Ⅱ)	51 円	102 円	153 円
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)(月 1 回)	10 円	20 円	30 円
送迎加算（片道）	184 円	368 円	552 円
総合医学管理加算(10 日限度)	275 円	550 円	825 円
個別リハビリテーション実施加算	240 円	480 円	720 円
療養食加算（１食）	8 円	16 円	24 円
処遇改善加算Ⅰロ	所定単位数×9.7%	所定単位数×9.7%	所定単位数×9.7%

②食費　　朝食 520 円　　昼食 740 円　　夕食 740 円

③居住費　　1 日 550 円

(2)その他の料金

①二人部屋利用料　1 日 510 円

②理・美容代　2000 円か 2200 円

③電気料（個人的な使用のみ)　1 日 50 円

④クリーニング代（希望者）

⑤個人的な嗜好により購入する物は自己負担となります。

介護老人保健施設短期入所療養介護利用契約書

（契約の目的）

第1条　介護老人保健施設辛夷園（以下「当施設」という）は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」）という）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、その利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることとともに、一定期間、短期入所療養介護を提供し、一方、利用者及び保護者は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決める事を、本契約の目的とします。

（適用期間）

第2条　本契約は、利用者が介護老人保健施設短期入所療養介護利用契約書を当施設に提供したときから効力を有します。利用者は、前項に定める事項の他、本契約書及び、重要事項説明書の改定が行われない限り、初回利用時の契約書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとする。

（利用者からの解除）

第3条　利用者及び扶養者は、当施設に対し、退所の意志を表明することにより、利用者の居宅介護サービス計画に関わらず、本契約に基づく入所利用を解除・終了することができます。尚この場合利用者及び保護者は速やかに当施設及び居宅サービス計画作成者に連絡するものとします。

（当施設からの解除）

第4条　当施設は、利用者及び保護者に対し、次に掲げる場合には、本契約に基づく入所利用を解除・終了することができます。

① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
② 利用者の居宅介護サービス計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合
③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保険施設サービスの提供を超えると判断された場合
④ 感染症（コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウィルス、疥癬等）が発生した場合、感染拡大防止上入所の規制、退所が適切と判断させていただく場合
⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他のやむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合
⑦ 利用者及び保護者が、本契約に定める利用料金を１ヶ月以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず 7 日間以内に支払われない場合

（利用料金）

第5条　利用者及び保護者、保証人は、連帯して当施設に対し、本契約に基づく介護保健サービスの対価として、別紙 1 の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額および利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

1　当施設は、料金の合計額の請求書の明細を付して翌月 15 日頃に利用者へ送付します。
2　利用料金の支払いは、手続きをしていただき、銀行引き落としとさせていただきます。
3　当施設は、利用者からの支払いを受けたときは、利用者に対して領収書を発行します。

（記録）

第6条　当施設は、利用者の介護保険施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後 2 年間は保管します。

1　当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則としてこれに応じます。但し、保護者その他の者（利用者の代理人を含みます）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限りこれに応じます。

（身体の拘束）

第7条　当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設医師が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

（個人情報の保持）

第8条　当施設とその職員は、業務上知り得た利用者又は保護者若しくはその家族等に関する個人情報を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、当施設は、利用者及び保護者から、予め同意を得た上で行うこととします。

①　介護保険サービス利用のための市町村、居宅介護支援事業所その他の介護保険事業者・請求ソフト関連会社等への情報提供、あるいは、適切な在宅医療のための医療機関等への療養情報の提供。

②　介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

③　前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の扱いとします。

（緊急時の対応）

第9条　当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

1　当施設は、利用者に対し、当施設における介護保険サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

2　前 2 項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は利用者及び保護者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

（要望又は苦情の申し出）

第10条　利用者及び保護者は、当施設の提供する介護保険サービスに対しての要望又は苦情等について、申し出ることができます。

（賠償責任）

第11条　介護保険施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び保護者、保証人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

（利用規約に定めない事項）

第12条　この規約に定められていない事項は、介護保険法令その他の諸法令の定めるところにより、利用者又は、保護者と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、利用者、保護者、保証人、事業者が署名押印の上、1 通ずつ保有するものとします。

令和　　年　　月　　日

事業者

介護老人保健施設　辛夷園

長野県伊那市荒井 3831

施設長　　高橋　丈夫　　㊞

利用者

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

保護者

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

保証人（保護者以外）

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（保証限度額　　円）

	緊急連絡先		緊急連絡先
保護者 氏名		保証人 氏名	
電話番号		電話番号	
携帯電話番号		携帯電話番号	
続柄		続柄	